

み広連介第682号  
平成29年2月24日

各事業所管理者 様  
地域包括支援センター 所長 様

みよし広域連合長 川原 義朗  
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型サービスAに係るサービス提供責任者の取扱いについて（通知）

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本広域連合では構成市町と協議をいたしまして、標記の件について、別紙のとおりサービス提供責任者の取扱いを定めましたので、下記の厚生省令等を参考に適切な対応をお願いいたします。

（参考省令）

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）

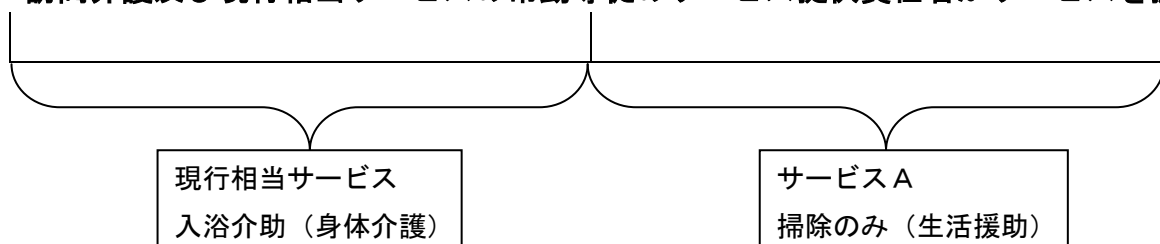
みよし広域連合介護保険センター 地域支援係 担当：中浦 TEL 0883-76-0030 FAX 0883-76-0033
--

## 介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型サービスAに係るサービス提供責任者の取扱いについて

訪問介護及び現行相当サービスの常勤専従のサービス提供責任者が、1回のサービス提供で現行相当サービス（身体介護及び身体介護を含む生活援助）とサービスA（生活援助のみ）を組み合わせたサービスを提供する場合に、利用者の自宅訪問後に急遽、現行相当サービスが中止になった場合（例2）には、サービスAのサービス提供しかしていない場合でも例外的に現行相当サービスを算定できる。

### 【例1】通常パターン

訪問介護及び現行相当サービスの常勤専従のサービス提供責任者がサービスを提供

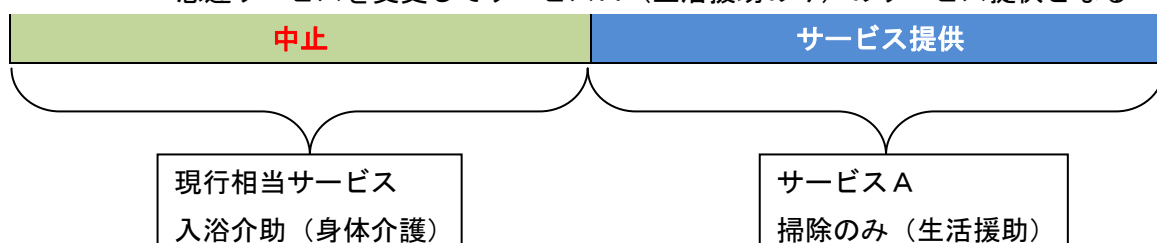


上記の場合は、現行相当サービスを算定する。

### 【例2】例外的なパターン

訪問介護及び現行相当サービスの常勤専従のサービス提供責任者がサービスを提供

急遽サービスを変更してサービスA（生活援助のみ）のサービス提供となる



本来、人員に関する基準上は訪問介護及び現行相当サービスの常勤専従のサービス提供責任者はサービスAに従事できないこととなっている。

しかしながら、利用者の自宅訪問後に体調不良等により予定していた身体介護が急遽中止となった場合で、サービスAの生活援助のみのサービスを提供した場合は、例外的に現行相当サービスを算定することができる。

### （注意事項）

※あくまでも、1回のサービス提供で現行相当サービス（身体介護）とサービスA（生活援助）を計画している場合に限る。事前に体調不良等でサービスAしか提供しないと分かっている場合については、担当者を変更するなど必要な対応を取る。

※中止が頻回な場合には、サービスの見直し及び訪問する担当者の変更、事前に本人に体調等を確認するなどの対応を取る。

※この場合は、必ず中止となった理由を記録しておく。